

平成29年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成29年6月27日(火曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 村長招集あいさつ

2. 理事者、職員の紹介

3. 臨時議長の紹介

4. 開 会

開会及び開議宣言

5. 日 程

第 1 仮議席の指定について

第 2 議長選挙について

第 3 副議長の選挙について

第 4 議席の指定について

第 5 会議録署名議員の指名について (1番 佐藤文彦議員・2番 下平貢議員)

第 6 会期の決定について

第 7 議会運営委員の指名について

第 8 監査委員の推薦について

第 9 常任委員の指名について

第10 南信州広域連合議会議員の選挙について

第11 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について

第12 各種委員会の議会選出委員及び編集委員について

第13 議案審議

議案第27号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて

- 議案第 28 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 29 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 33 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 34 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 36 号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 37 号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 38 号 喬木村空家等対策協議会設置条例の制定について
- 議案第 39 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40 号 農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第 41 号 喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 42 号 平成 29 年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 43 号 平成 29 年度喬木村下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 44 号 平成 29 年度喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 14 請願

請願第 1 号 国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

請願第 2 号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書

請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

請願第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

第 1 5 陳情

陳情第 1 号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情

第 1 6 発議

発議第 1 号 長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持に関する決議書

6. 散 会

応集議員 1 2 名

出席議員 1 2 名
(別表のとおり)

欠席議員 0 名
(別表のとおり)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

○議会事務局長（鞍馬 淳） ご起立ください。傍聴席の方もよろしく願いいたします。

ご起立ください。

「礼」

ご着席ください。

定刻となりましたので、ただいまから開会させていただきます。

議会事務局長の鞍馬でございます。

しばらくの間、進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 村長招集あいさつ

○議会事務局長（鞍馬 淳） 1、村長招集のあいさつ。

市瀬村長より招集のごあいさつを申し上げます。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成29年第2回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席をいただき、諸案件につきましてご審議をいただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに、厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭、先の6月6日に告示となりました喬木村議会議員一般選挙におきまして、村民の皆様のご力強いご支持と大きな期待を担われ、見事当選の栄に浴されましたことに対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今回の選挙は、結果として無投票となり、村政への関心が低いのではないかという声もお聞きするわけですが、平成24年に施行されました喬木村議会基本条例の趣旨に則り、これからの4年間、喬木村議会において村民の負託に応えられ、変革の時代を迎えております喬木村の明るい未来の構築、住民福祉の向上に全力を投入されますことをご期待するところであります。

申し上げるまでもなく、民意を代表し、民主政治の根幹をなす議会と私ども執行機関は、車の両輪にたとえられますように、それぞれの立場から議論を尽くし、村政発展のために共に歩みを進めていかねばなりません。喬木村自らの発想で、時代の変化を的確にとらえた施策の構築を目指し、次世代が安心して暮らすことのできるむらづくりを目指して、私たちは執行機関としての役割をしっかりと果たしていく覚悟でご

ございますので、これからの4年間、格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、最近の情勢について報告させていただきます。

リニア中央新幹線ですが、JR東海は、昨年11月に大鹿村内におきまして、南アルプストンネル起工式を開催し、本年4月27日に除山非常口から県内初の作業用トンネルの掘削を開始しております。その後も豊丘村の伊那山地トンネル、飯田市の中央アルプストンネルと、県内長大トンネル区間の本格的な掘削工事が開始されようとしております。

これら長大トンネルから発生する残土につきましては、4月19日に開催されましたJR東海幹部と関係市町村長との意見交換の場でも明らかにされましたとおり、埋め立て完了後も一定期間、JR東海が管理することを念頭に調整するとの報告があったところでございます。

本村につきましては、沿線他町村と状況が異なりまして、村内区間の大部分が明かり区間ということになりますので、抱える課題も異なりますが、住民生活の安心、安全確保に直結する問題でもございますので、JR東海には、事業者としての責任を充分果たし、私どもが感じている不安解消のために誠心誠意尽くしていただかなければならないと考えております。

村としましては、6月に開催をいたしました2回のリニア対策委員会で、JR東海に対し、改めて課題と考えている事項の説明と課題解決のための方策の回答を求め、公開質問書を作成し、JR東海長野事務所に送付をいたします。

示されている工程表では、今年度にも事業着手という状況下で、住民の皆様への不安解消のため、しっかりと納得できる回答を求めていきたいと考えております。

現在も、村の担当職員が、移転対象予定世帯並びに近隣の各家庭にお邪魔をし、不安に感じていること、課題となる事項について、個別にお伺いし、お聞きしました課題の解決のために、JR及び用地補償を担当いたします長野県と調整させていただいているところでございます。

村が直接の補償窓口ではないために、できることは限られておりますけれども、住民の皆様にとって最小の負担で最大の効果が上げられますよう、村も積極的に住民サイドに立って関わってまいりたいと考えております。

また、喬木村が予定地とされておりますガイドウェイ製作ヤードにつきましては、当初、農地転用は一転用で申請する予定でありましたが、借用期間が8年間と長期に

わたるため、恒久転用を図るべきと、県からの見解が示されたところでもあります。

今後、堰下地権者協議会にお諮らいし、同意が得られれば、農地の恒久転用の手続きに入っていきたいと思っております。

J R借地後につきましては、喬木村の玄関口としてふさわしい開発を考えており、将来のむらづくりの基盤となる地域でありますので、地権者の皆様のご理解をいただく中で、後利用について、計画を煮詰めてまいります。

続きまして、三遠南信道路について申し上げます。

飯喬道路2工区につきましては、既にご案内のとおり、今年度開通予定の仮称飯田東インターから仮称龍江インター間に続き、現在順調に工事が進捗しております天龍峡大橋の上部工の完成を待って、平成31年度には天龍峡インターから仮称龍江インター間が開通となり、2工区全線にわたり供用開始となる予定です。

残されました3工区は、工事区域が富田、大和知、氏乗と、まさに村内区間でございますので、いよいよ村内区間の本格着工が間近となってまいりました。

国では、公共インフラの長寿命化メンテナンスに予算の配分をシフトしてきておりましたが、新規路線には大変厳しい状況が続いておりますけれども、国土強靱化のため、そして災害時の幹線道路のダブルネットワーク構想、三遠南信道のもたらす大きなストック効果等々、国土交通省、財務省に強く要請する中で、早期開通に向けた提言活動を続けてまいりたいと存じます。

村内では、60万立米に上る発生土の処理のために、氏乗胡桃沢地籍を中心に、4箇所の大規模な埋め立て地が造成されます。その後利用も含めまして、地元区、地権者の皆様等と、持続可能な活用方法について、真剣に検討してまいりたいと思います。

現在は、工事用道路の開設が主な工事となっておりますが、本線工事ともなりますと、多くの工事用車両が村内に入っております。地域住民の皆様、とりわけ通園・通学をされている子どもたちの安全確保のために、主要地方道下条米川飯田線バイパス区間の早期竣工に向けて、村としましては、県への働きかけを強化してまいりたいと考えておりますので、議員各位のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

次に、多機能型施設建設事業について申し上げます。

ボランティア団体、地域総合型スポーツクラブの活動拠点として、また、介護予防、大規模災害対応施設として、平成27年度から農協喬木支所跡地を活用する方向で検討、計画してまいりました多機能型施設につきましては、地権者の皆様、地域自治会の皆様のご協力をいただく中で、去る6月19日、安全祈願祭を挙行し、事業着手と

なりました。

本事業は、地方創生拠点整備交付金を活用し、財源的には大変有利な条件で施工が可能となりました。世代や地域を越えた交流の場として、また、心も体もリフレッシュしていただく場として多くの村民の皆様にご利用いただけるよう、関係団体の皆様と施設運営の検討をオープンまで重ねてまいります。

併せまして、施設周辺用地には、駐車場として整備を検討しておりまして、役場での会議等の折、駐車場の不足等によりましてご迷惑をおかけしておりました利用者の皆様の利便性向上を図ってまいります。村中心部でございますので、工事中の安全確保に努め、ご迷惑、ご不便をおかけしないように努めてまいりたいと思います。

続きまして、ふるさと納税について申し上げます。

一昨年は8億円余、昨年は4億円余と、全国の多くの皆様にご寄付をいただきました。喬木村の知名度アップ、地域産品の商品化に成果を上げてまいりました。

ご承知のとおり、新年度に入りましてから、総務省より金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、高額な返礼品、あるいは返礼品の調達価格の割合が高いものは、ふるさと納税の趣旨から取り扱わないことと、要請があったところがございます。

本村としましては、総務省の大臣通達によりまして、返礼品として用意しておりました地元産のパソコン・タブレット等は、資産性の高い電化製品ということで、この6月末日をもって取り扱いを休止することと決定をいたしました。

昨年は、総務省の意向によりまして、主要ポータルサイトへの該当製品の掲載中止、本年度は、取り扱い休止ということで、当村への納税額は激減することが予想されますが、全国の自治体を感じている不公平感、そして統一の納得できるルールづくりを、国に対して強く働きかけてまいりたいと思っておりますし、それによりまして、ふるさと納税制度の健全な発展を強く願うものであります。

先日も、総務省から改善の指摘を受けております小谷村の村長さん、諏訪の市長さんとお話しする機会がございましたが、それぞれ総務省の指導に対しまして、大変熱く思いを語られておりましたので、これからの総務省の動向を注視してまいりたいと思っております。

続いて、国民健康保険税について申し上げます。

毎年6月議会には、国民健康保険税の状況をご理解いただく中で、保険料率を議決いただいております。

喬木村国民健康保険の状況は、基金が枯渇し、財源調整機能が働かないということ

から、不足分は一般会計からの法定外の繰り出しを行い、乗り切らなければならないという、ここ何年も綱渡りの運営を続けております。

したがって、税率の決定は、6月議会の最重要課題となっております。
本年の状況について申し上げます。

平成28年度第3四半期には急激な医療費の増高があり、第4四半期を乗り切るために、緊急の財源確保等を検討いたしましたが、幸いにしまして、12月以降医療費が落ち着き、年度末の決算では、繰越金が確保できる見通しとなりました。

平成30年度からは、国保運営は長野県に一本化され、村からは負担金を納める形に制度変更されます。

負担金額の算定にあたっては、当該市町村の医療給付により応分の負担をすることになっており、基本的には、喬木村の従来保険料徴収額が軽減されることはないと考えられますが、高額医療費の発生等による急激な財政事情の変化に対しては、保険者が大きくなることで回避できるようになると思われま

す。結論から申し上げますと、29年度の保険料の率は据え置きとさせていただき、余剰財源が発生した場合には、枯渇しております基金の造成に充て、今後想定される急激な資金需要の変化に柔軟に対応できるよう備えてまいりたいと考えております。

また、国保一元化によりまして、県では、均等割・所得割・平等割の3方式で税率を算定することとなっておりますので、本村におきましても、今年を含めて2年間をかけまして、本村の算定方式、従来は4方式ということをござ

いませけれども、資産割を廃止し、3方式を徴収することを国保運協に諮問しましたところ、ご了承をいただいたところでございます。これによりまして、税率は据え置きましても、世帯によりましては、保険税の増減が発生をいたしますが、全体の理論徴収額は変わらぬよう設定をさせていただいてお

ります。喬木村の規模では、基金造成額は1億7,000万円程度が妥当との見解もござい

ますので、まだまだ脆弱な財政基盤ではありますが、これからも疾病の予防、早期発見に努め、医療費の抑制を図ることにより、保険料の低減に努めてまいります。さて、総務省では、議員のなり手不足が深刻化している町村議会のあり方について、有権者が直接議案を審議する町村総会も含めまして、検討する有識者会議を7月に設置すると発表したところでござ

います。地方自治法は、町村が条例により、議会を置かずに全有権者による町村総会を設け、

予算案、条例案などを審議できると規定をしております。

これを受けまして、高齢化や過疎化により存続が危ぶまれているとして、高知県大川村が検討を始めたのは、報道でご承知のとおりのことと思います。

しかし、総会は、現行の法規の中では、有権者の半数以上の出席が必要となり、高齢者らが実際にその総会に参加できるかなど、課題が多いとされているところであります。

高市総務大臣は、夜間・休日議会の開催などを念頭に、多くの人に地方議員として活躍していただきたいと思ってもらえ、また、仕事を持ちながら、つまり兼業しながらでも活躍できる環境をつくることが第一と述べられております。

本村におきましても、複数の方の立候補の公約に議会改革が掲げられておりましたが、冒頭申し上げましたとおり、議会基本条例の趣旨に基づき、これからの開かれた議会の実現に向けて、より活発な議論をご期待申し上げます。

いろいろ申し上げましたが、少子高齢化が想定以上に進んでいる現状の打破や、高速交通網の本格着工を間近に控え、本村を取り巻く行政課題はまさに待ったなし、これからの4年間、議員各位の皆様のみまますのご活躍をご祈念申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

2. 理事者、職員の紹介

○議会事務局長（鞍馬 淳） 2、理事者、職員の紹介。

それでは、佐藤副村長より、理事者、職員の紹介をいたします。

○副村長（佐藤博一） 皆さん、こんにちは。

改選後、初議会ということであります。6名の新しい議員の皆さんが村議として加わっていただきましたので、改めまして、理事者、職員の紹介を、私の方からさせていただきます。

（理事者、職員の紹介）

3. 臨時議長の紹介

○議会事務局長（鞍馬 淳） 3、臨時議長の紹介。

本定例会は、喬木村議会議員一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選出されるまで、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

よって、出席議員の中で東原靖雄議員が年長議員でございますので、ご紹介いたします。

それでは、東原議員、議長席へお進みください。

(東原靖雄臨時議長 着席)

○臨時議長（東原靖雄） ただいまご紹介いただきました東原でございます。

規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

4. 開 会

開会及び開議宣言

○臨時議長（東原靖雄） それでは、ただいまから平成29年第2回喬木村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議が成立していることを宣言します。

5. 日 程

=== 日程第1 仮議席の指定について ===

○臨時議長（東原靖雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席をもって仮議席に指定いたします。

ここで、本会議をいったん休息しまして、全員協議会に切り替えたいと思います。

休 憩 午前9時22分

再 開 午前9時47分

○臨時議長（東原靖雄） それでは、全員協議会、休息を閉じて会議を再開します。

=== 日程第2 議長選挙について ===

○臨時議長（東原靖雄） 日程第2、議長の選挙を行います。

これより、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

それでは、議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長(東原靖雄) ただいまの出席議員は12名です。

会議規則第31条の規定により、3名の立会人を選任します。

立会人に、佐藤文彦議員、福澤真理子議員、櫻井登議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

この選挙における投票は、単記無記名で行います。

それでは、投票用紙をお配りします。

(投票用紙配布)

○臨時議長(東原靖雄) 投票用紙の配布漏れはありますか。

(発言者なし)

○臨時議長(東原靖雄) 投票用紙配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

立会人の方は点検をお願いします。

(投票箱の点検)

○臨時議長(東原靖雄) 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

ただいまから投票を行います。

議席順に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長(東原靖雄) 投票漏れはありますか。

(発言者なし)

○臨時議長(東原靖雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(東原靖雄) 開票が終わりました。

開票の結果を事務局より報告いたします。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、投票結果をご報告いたします。

投票総数12票、有効投票数12票、無効0票。

有効投票のうち、下岡議員、10票、昼神議員、2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票でございます。

以上、報告いたします。

○臨時議長（東原靖雄） 開票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。

よって、下岡議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○臨時議長（東原靖雄） ただいま議長に当選されました下岡議員に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

それでは、当選された下岡議員には、議長当選の承認及びごあいさつをお願いします。

○新議長（下岡幸文） ただいまの投票で当選をさせていただきました。誠にありがとうございました。

ただ、昼神議員の所信表明もお聞きしますと、思いは一緒であります。ということは、この議員全員が、やはりこれから議会を変えていかなきゃならんという思いだと思います。一緒になってこの議会改革について進めていきたいというふうに思います。

そこで、お願いが2つございます。

1つは、だめな組織というのは、まず、できない言い訳ばかりすると、何か新しいことをやろうとしても、できない理由ばかり述べて組織が進展しないということを知ったことがあります。まず、できるということ、その理由から探していく組織にしたいと思います。

それから、やはり十分な議員間の討論、それから知恵を出し合うことが大事であります。その中で、いったん決めたら、これを全員責任持って進めていくと、それでもうまくいかなかったとしても、責任は全員にあるという思いで、この議会全体としてのまとまりでやっていきたいというふうに思いますので、その点も含めまして、これからもよろしくお願いいたします。

○臨時議長（東原靖雄） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたしました。

ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、新しく任命されました下岡議長さん、議長席へ着席ください。

（東原靖雄臨時議長 退席）

（下岡幸文議長 着席）

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開後、いったん全員協議会に切り替えたいと思います。

休 憩 午前 9時58分

再 開 午前10時15分

○議長（下岡幸文） それでは、全員協議会、休息を閉じて、会議を再開します。

=== 日程第3 副議長の選挙について ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（下岡幸文） ただいまの出席議員は12名です。

会議規則第31条の規定により、立会人に、下平貢議員、後藤澄壽議員、東原靖雄議員を指名します。

この選挙における投票は、単記無記名で行います。

それでは、投票用紙をお配りします。

（投票用紙配布）

○議長（下岡幸文） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 投票用紙配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

立会人の方は点検をお願いいたします。

（投票箱の点検）

○議長（下岡幸文） 異常なしと認めます。

それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

ただいまから投票を行います。

議席順に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（下岡幸文） 投票漏れはありませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（下岡幸文） 開票が終わりました。

開票の結果を事務局より報告いたします。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効 0 票。

有効投票のうち、木下議員、3 票、小池議員、9 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定投票数は 3 票でございます。

以上、報告いたします。

○議長（下岡幸文） 開票の結果は、ただいま報告のとおりであります。

よって、小池議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（下岡幸文） ただいま副議長に当選されました小池議員に、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

それでは、小池議員、当選の承認及びごあいさつをお願いします。

○新副議長（小池 豊） ごあいさつを申し上げます。

当選させていただき、誠にありがとうございました。

先ほど申し上げましたとおり、議長の補佐役として力一杯尽力をする覚悟であります。

また、議会のまとめ役としても力一杯やる所存でございます。

なお、村の行政に対しましては、その方向が間違っていないかどうか、そして村民の意向に沿っているかどうか、厳しく見ながら、議会としても判断をしまいたい、こんなふうに思っております。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

=== 日程第4 議席の指定について ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、議席の指定について。

お諮りいたします。

議席については、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることとなっております。

議席は、当選回数、年齢順とし、11番を副議長、12番を議長とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

議席は、当選回数、年齢順とし、11番を副議長、12番を議長として指定します。

それでは、事務局長より、議席番号と氏名を発表いたします。

○議会事務局長（鞍馬 淳） それでは、発表させていただきます。

議席番号1番、佐藤文彦議員、議席番号2番、下平貢議員、議席番号3番、福澤眞理子議員、議席番号4番、櫻井登議員、議席番号5番、後藤澄壽議員、議席番号6番、東原靖雄議員、議席番号7番、中森高茂議員、議席番号8番、後藤章人議員、議席番号9番、木下温司議員、議席番号10番、昼神二三男議員、議席番号11番、小池豊議員、議席番号12番、下岡幸文議員。

以上、報告いたします。

○議長（下岡幸文） ただいま発表のありました議席に移動をお願いいたします。

なお、名札につきましては、早急に作り替えを行いますので、ご了承願います。

それでは、移動をお願いいたします。

（移動）

=== 日程第5 会議録署名議員の指名について ===

○議長（下岡幸文） 日程第5、会議録署名議員の指名について。

会議規則第122条の規定により、1番、佐藤文彦議員、2番、下平貢議員を指名いたします。

=== 日程第6 会期の決定について ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、会期の決定についてを議題といたします。

このたびの6月定例会は、改選後の初議会でございます。

会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決めることとなっていますが、議会運営委員会が構成されて協議がされておられません。

よって、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月11日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月11日までの15日間と決定いたしました。

=== 日程第7 議会運営委員の指名について ===

○議長(下岡幸文) 日程第7、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員は、喬木村議会委員会条例第4条の2の規定により、委員会の定数は5名となっています。

申し合わせにより、副議長、各常任委員長ほか1名をもって構成し、議長が指名することとなっています。

お諮りいたします。

ほか1名を、議長が副議長と協議し、委員長として指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

それでは、再開を10時40分といたします。それまで休憩といたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時38分

○議長(下岡幸文) それでは、時間より早いわけではありますが、全員お集まりのようでありますので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、議会運営委員長を1名指名いたします。

議席番号8番、後藤章人議員を指名します。

お諮りいたします。

後藤議員を議会運営委員長に決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員長につきましては、後藤議員に決定いたしました。

=== 日程第8 監査委員の推薦について ===

○議長(下岡幸文) 日程第8、監査委員の推薦についてを議題といたします。

選任につきましては、地方自治法第196条の規定によるところですが、推薦につきましては、慣例により、議長が副議長と協議し、会議に諮って推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時42分

○議長(下岡幸文) それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議会選出の監査委員について協議した結果、議席番号10番、昼神二三男議員を推薦いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) それでは、議会選出の監査委員につきましては、昼神議員を推薦することに決定しました。

=== 日程第9 常任委員の指名について ===

○議長(下岡幸文) 日程第9、常任委員の指名についてを議題といたします。

この選任につきましては、委員会条例第7条2項の規定により、委員の選任は、議長が会議に諮って指名することとなっております。

慣例によりまして、議長が副議長と協議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時44分

○議長(下岡幸文) それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

常任委員会の委員の指名について協議しました。

結果を事務局より発表いたします。

鞍馬事務局長。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、総務産業建設常任委員会から委員の発表をいたします。

昼神二三男議員、後藤章人議員、東原靖雄議員、後藤澄壽議員、下平貢議員、小池豊議員でございます。

続きまして、社会文教常任委員会の委員を発表いたします。

木下温司議員、中森高茂議員、櫻井登議員、福澤眞理子議員、佐藤文彦議員、下岡幸文議員。

以上でございます。

○議長(下岡幸文) 以上、事務局長から発表いたしました。ご異議のない限り、発表どおりに議長の指名としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

常任委員会の委員は、事務局発表のとおりと決定いたしました。

それでは、喬木村委員会条例第8条2項の規定により、各委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせにより、議会運営委員長、常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することとなっています。

ここでお諮りいたします。

予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせのとおり、議会運営委員長、

常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長、副委員長については、申し合わせのとおり、議会運営委員長、常任委員会の委員長、議会選出監査委員を除く議員の中から互選することに決定いたしました。

それでは、総務産業建設委員会、社会文教常任委員会、予算決算常任委員会の会場を、事務局から指定します。

○議会事務局長(鞍馬 淳) それでは、会議室を指定いたします。

総務産業建設常任委員会につきましては、会議室1、社会文教常任委員会につきましては、会議室2でお願いいたします。

なお、総務産業建設常任委員会及び社会文教常任委員会のそれぞれの委員の互選後、委員会室にて予算決算常任委員会の正副委員長の選出をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(下岡幸文) 常任委員会の書記として、所管の担当課長を同席させます。

なお、互選に関する職務につきましては、年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時06分

○議長(下岡幸文) それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、各常任委員会の正副委員長の選任結果の発表を、各委員会の委員長より順次報告をお願いします。

はじめに、総務建設常任委員長、お願いいたします。

○総務産業建設常任委員長(下平 貢) お世話になります。

総務産建常任委員会より報告をさせていただきます。

委員長につきましては、不肖私、下平が務めさせていただきます。

副委員長に、東原靖雄議員。

以下、委員を申し上げます。

後藤澄壽議員、後藤章人議員、小池豊議員、昼神二三男議員。

以上、6名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 次に、社会文教常任委員長、お願いいたします。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、先ほど10時47分から会議室2で行われた社会文教常任委員会の報告をさせていただきます。

年長者の木下温司議員の方の司会で始まりましたが、正副委員長の互選につきましては、委員長は、私、中森高茂、副委員長、木下温司議員。

国民健康保険運営協議会委員の選出につきましては、福澤真理子議員、あと櫻井登議員、佐藤文彦議員、下岡幸文議員。

以上、6名の役割がこのように決まりましたので、ご報告申し上げます。

○議長（下岡幸文） 次に、予算決算常任委員長、お願いいたします。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、予算決算常任委員会の委員会構成につきまして発表いたします。

委員長に、私、木下温司、副委員長に、佐藤文彦議員、委員は全議員でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 各常任委員会の正副委員長が互選されました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催し、副委員長の選任、議会日程等の協議を会議室2で行います。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時39分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

副委員長の選考結果につきまして、委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（後藤章人） ただいま議会運営委員会を開きまして、副委員長の選任をいたしました。

副委員長に中森議員を指名、承認されましたので、ご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 議会運営委員会の副委員長が互選されました。

今後、委員会運営に格別のご尽力をお願いいたします。

=== 日程第10 南信州広域連合議会議員の選挙について ===

○議長（下岡幸文） 日程第10、南信州広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

南信州広域連合規約第8条の規定により、2名の議員を選挙により選任します。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

慣例により、正副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました正副議長を当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました正副議長が当選されました。

喬木村会議規則32条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

=== 日程第11 下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙について ===

○議長（下岡幸文） 日程第11、下伊那北部総合事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

下伊那北部総合事務組規約第5条の規定により、2名の組合議員を選挙により選任いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦

の方法により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦の方法によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

慣例により、正副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました正副議長を当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました正副議長が当選されました。

喬木村会議規則32条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

=== 日程第12 各種委員会の議会選出委員及び編集委員について ===

○議長(下岡幸文) 日程第12、各種委員会の議会選出委員及び編集委員についてを議題といたします。

各種委員会の組織に必要な議会選出委員及び編集委員について、お諮りいたします。

議会選出の委員につきましては、当て職となっておりますので、お任せいただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 編集委員会についても、お任せいただくことに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 続いて、国民健康保険運営協議会の議長推薦の1名につきましては、先ほど社会文教常任委員長の報告がされました。

それにつきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

それでは、国民健康保険運営協議会の委員に、福澤眞理子議員を推薦することに決定いたしました。

(村長 議案提案説明)

○議長(下岡幸文) それでは、これより審議に入るわけではありますが、その前に、村長から、議案提案についてのごあいさつをお願いしたいと思います。

市瀬村長。

○村長(市瀬直史) それでは、本議会に提案させていただきます議案について、概略を説明させていただきます。

議案は、人事案件10件、条例5件、補正予算3件の計18件でございます。

議案第27号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、任期満了となりました1名の方の再任をお願いするものであります。

議案第28号から議案第36号につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員が任命制に変更になったことから、新しく任期が始まる9名の方について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第37号につきましては、国保運営協議会の答申を受け、国保税率の改正を行うものになります。

議案第38号につきましては、空き家等の施策に関する事項を協議するために、喬木村空き家等対策協議会を設置するための条例を新設するものであります。

議案第39号につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、新たに設置されました農地利用最適化推進委員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものになります。

議案第40号につきましては、同じく農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、農業委員の選出方法が変更になったことから、従来の選出方法を規定した3件の条例について、廃止するものになります。

議案第41号につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正によりまして、扶養手当の支給額が段階的に変更されることから、損害補償の加算額及び加算の対象について、改正するものになります。

議案第42号、喬木村一般会計補正予算(第1号)につきましては、4,193万

7千円を追加して、総額34億9,193万7千円とするものでございます。

歳入では、主なものとしまして、地方創生推進交付金の交付決定によりまして270万円、コミュニティ助成事業助成金の交付決定により340万円、指定管理者からの納付金300万円、歳入歳出の差額として、前年度の繰越金のうち3,120万7千円を計上させていただいております。

歳出では、主なものとしては、コミュニティ助成事業補助金として1地区に250万円、福祉基金への積み立てに300万円、地方創生推進交付金事業に570万円、商工振興資金の資金需要に応えるため、信用保証料補給金を531万5千円増額し、商工振興資金の預託金を1,300万円積み増しを行う内容となっております。

議案第43号、喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、45万円を追加して、総額3億3,445万円とするもので、歳出の主なものとしましては、特環下水道全体計画作成業務の委託費の増により90万円を計上させていただいております。

議案第44号、喬木村水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、47万3千円を追加して、総額1億6,502万6千円とするもので、歳出の主な内容としましては、水道技術管理者資格取得に関する費用を計上させていただきました。

各案件とも、後ほど担当課長より詳細を説明させますが、慎重審議の上、全案件ご承認いただきますようお願い申し上げます、6月定例会審議案件の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

（議会運営委員会報告）

○議長（下岡幸文） 続いて、議事日程について、議会運営委員長より報告を願うことにいたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） 先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

7月10日、午前9時から行われます一般質問についてですが、通告締め切りが29日、午後12時となっておりますので、質問要旨を簡潔にまとめ、期日厳守にて通告願います。

本日と7月11日の本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

本日、上程されました議案は18件、うち人事案件10件、委員会付託案件7件、国保税算定に関する一部改正案改正1件でございます。

議案第27号から議案第36号の人事案件と議案第37号は、本日、即決することとしました。

付託議案につきましては、一覧表のとおり、議案第38号から議案第44号までの7件を、各常任委員会において審査をお願いいたします。

請願であります、4件の提出がございます。この4件につきましては、社会文教常任委員会で審査をお願いいたします。

陳情1件については、総務産業建設常任委員会で審査をお願いいたします。

発議1件については、本日、即決することといたしました。

なお、最終日に議案の提出が予定されておりますので、協議のため、7月11日、午前8時30分から議会運営委員会を開催いたします。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

昼食のため、休息といたします。

午後の再開につきましては、1時より当議場におきまして記念撮影を行いますので、その後、再開といたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時05分

○議長（下岡幸文） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

==== 日程第 13 議案審議 ====

○議長（下岡幸文） 日程第 13、議案審議。議案審議に入ります。

◇ 議案第 27 号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（下岡幸文） 議案第 27 号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここでお諮りします。

議案 27 号の案件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立にて行います。

お諮りいたします。

議案第 27 号について、原案どおり同意することに賛成する方は起立願います。

（起立多数）

○議長（下岡幸文） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第27号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

- ◇ 議案第28号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第29号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第30号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第31号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第32号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第33号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第34号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第35号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- ◇ 議案第36号 喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下岡幸文） 議案第28号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第29号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第30号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第31号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第32号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第33号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第34号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第35号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、議案第36号、喬木村農業委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、以上9件を一括議題といたします。

ここでお諮りいたします。

議案第28号から第36号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第36号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議案第28号から36号まで、一括してご説明申し上げたいと思いま

す。

農業委員の選出方法につきましては、公選制から議会の同意を得て市町村長による任命制への移行や、農地利用最適化推進委員の新設を柱とします改正農業委員会法が、平成28年4月1日に施行されたところであります。

これを受けまして、当村では、農業委員会を中心に対応を検討し、昨年12月に関係条例を提出し、ご可決をいただいたところでございます。

この中で新しい農業委員の定数については、それぞれの地域の実情に精通した者が選出されるよう、各区より1名ずつ、また、法律要件により、農業経営を行わない、いわゆる利害関係を有しない者を1名加え、合計9名としていただいております。

12月議会以降、各区の役員の皆さん、また、改正法や条例の趣旨をご説明をさせていただく中で、地域に精通し、農業に関する見識のある方8名を、区長さん等より農業委員として推薦をいただいております。

また、農業経営を行わない、いわゆる利害関係を有しない者につきましては、商工会に人選をお願いし、一般公募という形でご応募をいただいております。

6月8日に、現農業委員長職務代理事務局による選考委員会が開催をされまして、いずれの方も地域に精通し、農業に関する見識があり、農業委員としてふさわしいのご意見をいただいたところであります。

法律要件としましては、認定農業者である者が委員の過半数を占めることということでございまして、今回、ご提案の9名のうち5名が認定農業者として認められておりまして、要件を満たしております。

これから9名の方を随時ご紹介を申し上げたいと思います。

まず、議案第28号ですが、横前千春さん、認定農業者の方になりまして、任期は今回2期目ということになります。大和知区からのご推薦をいただいております。

議案第29号、元島和昭さん、こちらの方も認定農業者の方になりまして、今回2期目となります。氏乗区のご推薦をいただいております。

議案第30号、瀬川一男さん、こちらの方も認定農業者でございます。加々須区のご推薦をいただいております。

議案第31号、林慎次朗さん、こちらの方は新任でございまして、伊久間区よりご推薦をいただいております。

議案第32号、市瀬健治さん、こちらの方も認定農業者ということで、こちらは阿島区寺の前自治会からご推薦をいただいております。新任でございます。

ます。

議案第33号、勝野明人さん、こちらの方も認定農業者ということで、今回2期目ということになります。小川区の推薦をいただいております、1期目は小渋川土地改良区の理事として、農業委員としてお務めをいただいております。

議案第34号につきましては、非農業者の方ということで、応募ということになります。商工会の方から福山康雄さんの応募をいただいております。ご存じのとおり、餅米を使いました種菓子製造に営んでおっていただきまして、これから農業の6次産業化ですとか、あるいはマーケティングの手法を取り入れた活性化に取り組みたいということでご応募をいただいております。

議案第35号、内山実佐男さんですが、こちらの方は、1期目新任となります。大島区のご推薦をいただいております。

議案第36号、城田位功さんでございますが、こちらの方も新任ということで、富田区からのご推薦をいただいております。

かねてより農業委員会の推薦等につきましては、男女比あるいは年齢に、こう幅広い年代層からというようなご意見を付けてご推薦をいただいたわけでございますけれども、結果としては、女性の方が1名ということでございまして、こちらにつきましては、またこれから先の農業委員の任命にあたりまして、課題となるところかなというふうには思っておりますけれども、法律要件の中で、認定農業者を過半数以上入れなければいけないですとか、非農業者を1名加えなければいけないという、さまざまな要件を満たさなければいけないということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

はじめに、議案第28号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） ちょっとお伺いします。議案審議のこの一覧表の中にですね、例えば28号、農業委員の選任につき同意を求めるという、こういう表記になっておりますが、実際、28号の議案書を見ますと、この内容がですね、委員の任命につき同意を求めるとなっているが、選任と任命、こういう使い分けをするのかどうか、教えてください。

- 議長（下岡幸文） 井澤高速交通対策課長、産業振興課長。
- 産業振興課長（井澤広美） この議案の名前にあります、喬木村農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてというのが、その記載の方が正しいということでございます。
- 議長（下岡幸文） 昼神議員。
- 10番（昼神二三男） 議案審議の一覧表すべて選任を任命という理解でよろしいわけですか。
- 議長（下岡幸文） 井澤振興課長。
- 産業振興課長（井澤広美） そういうことでよろしく願います。
- 議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。
- （発言者なし）
- 議長（下岡幸文） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。
- 討論ございませんか。
- （発言者なし）
- 議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。
- 採決は、起立より行います。
- お諮りいたします。
- 議案第28号について、原案どおり同意することに賛成の方はご起立ください。
- （起立多数）
- 議長（下岡幸文） 起立多数です。
- よって、議案第28号は、原案どおり同意することに決定いたしました。
- 続いて、議案第29号について、質疑に入ります。
- 質疑ございませんか。
- （発言者なし）
- 議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。
- 討論ございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。
- 採決は、起立より行います。
- お諮りいたします。

議案第29号について、原案どおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第29号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第30号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第30号について、原案どおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第30号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第31号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第31号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第32号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第32号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第32号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第33号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第33号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第34号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第34号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

（起立多数）

○議長（下岡幸文） 起立多数です。

よって、議案第34号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第35号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第35号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

（起立多数）

○議長（下岡幸文） 起立多数です。

よって、議案第35号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第36号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立より行います。

お諮りいたします。

議案第36号について、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立ください。

（起立多数）

○議長（下岡幸文） 起立多数です。

よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ 議案第37号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第37号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第37号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第37号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決しました。

◇ 議案第38号 喬木村空家等対策協議会設置条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第38号、喬木村空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文）それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第39号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文）議案第39号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文）それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第40号 農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第40号、農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

井澤産業振興課長。

○産業振興課長（井澤広美） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第41号 喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第41号、喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤総務課長。

○総務課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わりにします。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第42号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第42号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林企画財政課長。

○企画財政課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わりにします。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第43号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第43号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第44号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第44号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤建設課長。

○建設課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第14 請願 ===

○議長(下岡幸文) 日程第14、請願。

◇ 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

○議長(下岡幸文) 請願第1号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を議題といたします。

紹介議員に直ちに説明を求めます。

中森高茂君。

○7番(中森高茂) それでは、請願4件につきまして、まず、請願第1号について、ご説明を申し上げます。

まず、その前に、先ほど議連の会議の中で、付託審議につきまして、私が紹介議員であり、私が社会文教委員長ということになりました関係で、非常に問題があるのではないかというようなご指摘をいただきました。

それで、私がこれを受ける時点では、まだどこの部門に就くかということはわかっておりませんでしたので、学校側からの請願をお受けしたわけですが、付託審議におきましては、私が議長を降りまして、私ではなく、副委員長の方に進行を進めていただくような形で進めていきたいと思っておりますので、冒頭にそのお願いをしておきます。

それでは、まず、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書でございます。

これは、喬木の中学校、原信治、教職員組合、原信治先生より提出されました。

請願趣旨につきましては、1、2に書かれているとおりでございます。

どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたいということ。

2番目につきましては、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、

政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたいという2点でございます。

請願理由につきましては、長い文になります。初めての議員につきましては、後で読んでいただくような形にして、簡単に説明をさせていただきます。

2011年に義務教育標準法が改正され、小学校1年生に35人学級を導入することが決まりましたと、財源確保に努める中で、加配で小2を35人としましたが、改正での付帯決議では、学級編制の標準を35人に引き下げることが、特段の配慮をするものとされています。

長野県では、2013年に、30人規模学級（35人基準）を中学校3年生までに拡大し、これで小中学校全学年35人学級となりました。本来配置されるべきの専科教員が配置されなかったり、教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されていることでございます。というふうに書かれておりますが、国が義務教育標準法を改正することにより、計画的に35人学級を進めていくことで、学級増に伴って増える教員を正規で配置することができるようになると、そんな中で、児童生徒が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切であると考えられるというような、そのような内容でございます。

これにつきましては、先ほど申しましたが、これをもちまして説明と代えさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第2号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第2号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書を議題といたします。

紹介議員に直ちに説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、請願第2号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書についてでございます。

これにつきましては、出されたところは中学校、喬木中学校の教職員組合、原信治先生からでございます。

請願趣旨につきましては、平成30年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員の定数増を求める意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出してくださいという内容でございます。

この内容につきましては、請願第1号と重なる部分がございますので、その点を含めて、委員会の方で付託していただければというふうに考えておりますので、内容について、請願理由については、今回はお読みいたしません、よろしく願います。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を議題といたします。

紹介議員に直ちに説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 請願第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書でございます。

これも喬木中学校、原信治先生より提出されました。

請願事項につきましては、平成30年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたいということでございます。

その内容につきましては、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するというところでございます。

この請願理由につきましては、かつて2分の1だったものが3分の1に下げられているというような内容でございます。それを復元してほしいというようなことで請願理由が書いてございますので、詳細につきましては、これをお読みください。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第4号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を議題といたします。

紹介議員に直ちに説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） 今までの3つにつきましては、毎年出されていたものでございますが、今回新たに加わったのが請願第4号でございます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書でございます。

請願事項につきましては、へき地教育振興法第1条、「教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情に鑑み、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事宛に提出していただきたい。

1、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分に把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すということでございます。

これにつきましては、かつて8%といった手当につきましては、長野県では1%ということでございます。また、近隣の市町村では平均4%というような状況になっております。これにつきましては、長野県教職員組合下伊那支部の意見でございますが、その中で特に飯田下伊那、へき地率が長野県の50%を占めているというような状況下におきまして、やはりそれを引き上げてほしいというような内容でございます。

これにつきましては、県会でも取り上げておきまして、小島康晴県議が山口教育長に質問している問題も含めまして、詳細な問題につきましては、委員会の方で説明をしてみたいと思っておりますので、その旨、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第15 陳情 ===

○議長(下岡幸文) 日程第15、陳情。

◇ 陳情第1号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情

○議長(下岡幸文) 陳情第1号、長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択についてを議題といたします。

議会運営委員長に説明を求めます。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(後藤章人) それでは、陳情第1号、「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択について」(依頼)をご説明いたします。説明は省きまして、朗読により説明に代えさせていただきます。

二元代表制の一翼を担い、というところから始まりまして、あいさつ文が書いてあります。

その下、記のところに、現在の状況等が書いてございます。

そして、最後の記、市町村や林業事業者等の関係機関の意見を聴きながら、森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。

2、森林税の適正な活用に努めること。

3、今後も森林税を継続するに当たっては、森林づくりの意義を改めて深く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取り組みを進めることとなっております。

以上、陳情でございますが、ご審議をお願いいたします。

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第16 発議 ===

○議長(下岡幸文) 日程第16、発議。

◇ 発議第1号 長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持に関する決議書

○議長(下岡幸文) 発議第1号、長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持に関する決議書を議題といたします。

議案提出議員に説明を求めます。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(後藤章人) それでは、長野県議会議員下伊那郡選挙区及び定数の維持に関する決議について、説明を省略し、朗読で説明に代えさせていただきます。

下伊那郡は平成の市町村合併も進まず、小規模町村が広範な地域に散在しており、特に長野県議会議員の下伊那郡選挙区としては、飯田市と旧上村、旧南信濃村が合併したことにより、2箇所に分断された形となっているが、飯田市を中心市とした定住自立圏における周辺町村の役割分担や、リニア中央新幹線長野県駅の設置、三遠南信自動車道の延伸に伴う交流人口の増大への対応など、圏域全体での課題解決への取り組みに加え、特に、周辺町村としての共通した課題への取り組みも重要であり、町村固有の社会的な繋がりにより、今もなお相互に密接な連携が図られている。

今回、県議会議員の定数の削減等が特別委員会で決定され、現地調査が実施されているが、当初、県議会特別委員会が目指した見直し案では、①議員定数を1名減とすること。②1人選挙区を解消すること。③飛び地選挙区の解消を図ること。④1票の格差を2倍程度とすること。と報道されていたが、当選挙区に提案された飯田市選挙区と下伊那郡選挙区の合区と定数1名の減については、飛び地の選挙区の解消は図られるものの、地域住民の意見を反映させる大きな課題である現行1人区の解消と1票の格差の是正については、何ら問題の解決につながっていない。

公正な見直しについて、当地域における現行選挙区と県議会議員の定数2名の維持について、当議会の総意として決議する。

平成29年6月27日、長野県喬木村議会。

以上でございます。

○議長（下岡幸文）　　ここでお諮りします。

本案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会審査を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　　異議なしと認めます。

よって、本案件は、委員会審査を省略することに決定いたしました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文）　　質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文）　　討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）　　異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

6. 散 会

○議長（下岡幸文）　　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会　　午後1時59分